

「障害のある子どもが主役になれる拠点」に関する質問書と回答

No.	件名	質問	回答
1	1 公募の趣旨	設備整備事業者と施設運営事業者が別法人での提案は可能か。 プロポーザル2ページ目、「(1)公募の概要」に”～、自立性や創意工夫を活かした施設整備及び運営を担う事業者を選定(以下「選定事業者」という。)する”という表現の中で、施設整備事業者と運営担当事業者に異なる事業者が選定され、相互協働により事業を運営するという形態が想定されているかどうかを確認したい。単独で施設整備・運営は1つの単独事業者が選定されることを想定しているか。	実施要項10ページ(2)イにあるとおり、複数事業者による共同提案は可能です。その際は、「共同事業体」として本プロポーザルへの参加申込みを行ってください。
2	1 公募の趣旨	施設運営事業単体での提案は受け入れられるか。 施設整備の提案を行わずに(施設整備は別事業者による実施を想定)、「(4)事業内容」で必置条件とされている機能、設置されることが望ましい機能を運営する提案の提出は可能か。	実施要項16ページ(1)の「評価項目」に基づき審査を行います。14・15ページ(7)で示している構成を参照し、事業提案書を提出してください。
3	1 公募の趣旨	必置条件となる機能について、すべて1つの事業者による提供が必須なのか、機能ごとの分割も可能か。 「(4)事業内容」のすべての機能が同一の事業者によって提供されることを想定されているのかを確認したい。	No. 1と同様に、機能ごとに運営を分割することは可能です。
4	1 公募の趣旨	令和12年度中の事業開始と記載されているが、「必置条件となる機能」の一部開始を以てこの要件を満たすと理解してよいか。	本事業の開始時期については実施要項2ページ(5)に記載のとおり提案事項としています。事業提案書内で具体的な計画をお示しください。
5	1 公募の趣旨	医療的ケア児について区はどの程度の状況の児童までを受け入れてほしいのか。一定の基準があるのか教えてください。 例)重度割合20%以上とか	すべての医療的ケア児等や障害のある子どもが利用することを想定した拠点であるため、一定の基準を設けることは想定していません。

「障害のある子どもが主役になれる拠点」に関する質問書と回答

No.	件名	質問	回答
6	2 貸付予定地	貸付予定地には、一団地認定がかかっているか。	貸付予定地に一団地認定はかかっておりません。
7	2 貸付予定地	敷地図、現況図をお示しいただくことは可能か。	敷地図、現況図をお示しする予定はありません。事業者選定後、希望があれば選定事業者提供することは可能です。
8	5 運営について	ショートステイとホスピスで職員の兼務は可能か。	法令等で基準が定められている場合を除き、運営内容については事業者選定後の協議事項となります。
9	5 運営について	ホスピスが空床の時、空床利用としてショートステイを利用することは可能か。	
10	6 障害のある子どもが主役になれる施設整備に係る補助	補助金の活用ができるのか教えてください。 本事業の対象経費、工事事務費、対象外経費の詳細等はいつのタイミングでお知らせいただけますか。	実施要項8ページ6に記載のとおり、希望する区からの具体的な補助内容については提案事項となります。事業者選定後、提案内容について協議を行い決定します。
11	10 応募の資格	10応募の資格(2)要求水準及び遵守事項ウ 医療的ケア児やLTCの子ども経験…について 診療経験がなくても本募集に応募できるのか (児童福祉法、障害者総合支援法での実績はあります。)	11ページ(2)ウに記載されている要求水準は、すべて満たす必要があります。